

～令和 7 年度京の地域特産物応援事業～

地域の特色ある魅力的な産品の生産拡大と品質向上で、実需者ニーズに応えます

1 趣 旨

実需者から強い要望のある、小豆、黒大豆、大豆、小麦、そばなどの地域特産物を実需者と結びつけながら生産拡大や品質向上を支援する。

2 事業概要

- ☐対象作物 主食用米、酒造好適米、加工用米、米粉用米を除く地域特産物
- ☐補助要件
- ・実需者からの具体的なオーダーに基づいた農産物の生産を行うこと
 - ・当該作物の生産量増加又は品質向上に資する計画を策定すること。

(1) 条件整備事業 ☐事業内容

①対象作物の生産に必要な機械・施設の導入を支援

《対象となる農業機械》

溝掘機、乗用管理機、普通型コンバイン、フレコンユニット等

②対象作物を新たに生産し始めるために必要な種苗費、資材費等を支援
(ただし、消費税及び地方消費税は対象外)

☐補 助 率 4 / 1 0 以内 (中山間地域の場合、1 / 2 以内※))

※中山間地域の補助率適用：受益地区が、地域振興 5 法の指定地域又は知事が指定する地域内に所在する場合

(②の補助額上限は、1 事業実施主体につき 5 0 0 千円又は受益面積 1 h a に相当する資材購入費の 4 / 1 0 のいずれか低い額)

☐事業実施主体 3 戸以上の農業者で組織する団体、農地所有適格法人等

(2) 推進事業

☐事業内容 対象作物の生産に必要な栽培実証活動や現地検討会、生産拡大に向けた実需者との計画協議等の実施

☐補 助 率 定額 (補助額上限 3 0 0 千円/事業主体))

☐事業実施主体 市町村、J A、農業者等で構成する組織等

3 予算額 1 6 , 6 0 0 千円 (令和 7 年度現年)

国庫 (新しい地方経済・生活環境創生事業費) 1 / 2

京の地域特産物応援事業 実施要領

制 定 平成29年3月31日付け9農産第141号
一部改正 令和6年2月13日付け5農産第102号
一部改正 令和6年4月25日付け6農産第366号

第1 趣旨

国の水田農業政策の見直しにより、需要に応じた生産の必要性が一層高まる中で、実需者から要望の強い豆類（小豆・黒大豆・大豆）や小麦、そばをはじめとする地域特産物を府内食品加工業者等と結びつけながら生産拡大や品質向上を支援することで、農家所得を確保し、水田利用率の維持・向上を図る。

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱（平成6年京都府告示第28号、以下「補助金交付要綱」という。）に定める京の地域特産物応援事業（以下「本事業」という。）については、補助金交付要綱及びこの要領により実施するものとする。

第2 事業の概要

本事業の事業種目、事業内容、補助対象経費、事業実施主体、事業要件、補助率及び補助上限額については、別表1に定めるとおりとする。

第3 事業の実施

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書（別記様式第1号）を作成し、市町村長に提出する。
- 2 市町村長は、補助金交付要綱第4条に規定する補助金交付申請にあたり、事業実施計画書を添付して管轄する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の場合は知事）（以下「振興局長等」という。）に事前協議の上、提出するものとする。なお、補助金交付要綱別記第1号様式の記の2の知事が別に定める様式については、別記様式第1号のとおりとする。
- 3 受益市町村が複数となる場合は、上記1、2に関わらず、事業実施主体は、補助金交付申請書に事業実施計画書を添付して、主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に事前協議の上、提出するものとする。
- 4 知事は、提出のあった事業実施計画書を審査し、その内容が本事業の趣旨に照らして適当であると認めたときは、市町村長又は事業実施主体に対して事業計画の承認を行うものとする。なお、承認の決定は補助金交付決定をもって代えるものとする。
- 5 実施計画の変更については、補助金交付要綱第5条に規定する変更承認申請書を用い、上記1～4の規定を準用する。なお、この要領に基づき実施計画の変更の承認を要するものは、補助金交付要綱別表の変更の欄に掲げる事項を変更する場合とする。

第4 関係する計画との整合等

本事業の実施に当たっては、府及び地域が定める水田収益力強化ビジョン等その他関連する計画との整合を図るものとする。

第5 事業の指導

本事業の円滑かつ確実な実施を図るため、府は、市町村、農業団体と連携して推進体制を整備し、指導・支援に当たるものとする。

第6 府の助成

知事は、本事業の実施に係る経費を、予算の範囲内において、市町村長又は事業実施主体に対して補助するものとする。

第7 事業に係る報告

- 1 別表1の事業種目①の事業に係る着手届及び完了届
 - （1）事業実施主体は、事業に着手したときは着手届を、完了したときは完了届を、市町村長に提出する。ただし、受益市町村が複数となる場合は、主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に提出するものとする。
 - （2）市町村長は、上記着手届を受理したときは着手から10日以内に別記様式第2号により着手届を、完了届を受理したときは、完了検査を実施し事業が適正に行われたことを確認した上で完了から10日以内に別記様式第2号により完了届を管轄する振興局長等に提

出するものとする。

2 実績報告

- (1) 市町村長は、事業完了後すみやかに補助金交付要綱に規定する補助金実績報告書を管轄する振興局長等に提出するものとする。
 - (2) 受益市町村が複数となる場合は、上記(1)に関わらず、事業実施主体は、補助金実績報告書を主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に提出するものとする。
- ## 3 別表1の事業種目①の事業に係る導入機械等の利用状況報告
- (1) 事業実施主体は、機械使用年度から起算して3年間、当該年度の利用状況等について、各年度の機械使用期間終了後10日以内に市町村長に報告するものとする。ただし、受益市町村が複数となる場合は、主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に提出するものとする。
 - (2) 市町村長は、(1)の報告を受けたときは、報告があつてから10日以内に、別記様式第3号により振興局長等あて報告するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については知事が別に定めるものとする。

附 則（平成29年3月31日9農産第141号）

この要領は、平成29年度分の事業から適用する。

附 則（令和6年2月13日5農産第102号）

- 1 この要領は、令和6年2月13日から施行し、令和5年度の事業から適用する。
- 2 この要領改正前の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この要領改正後の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年4月25日6農産第366号）

この要領は、令和6年4月25日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

別表 1（第 2 関係）

事業種目	①条件整備事業のうち 機械導入支援	②条件整備事業のうち 資材費支援	③推進事業
事業内容	作物の生産に必要な機械の導入を支援	作物の生産開始に必要な種苗費、資材費等を支援	作物の生産に必要な栽培実証や実需者との計画協議等の支援
補助対象経費	機械購入費（播種機、管理機、防除用機械、収穫機、出荷調整用機械等（中古可）の購入に要する費用。ただし、対象となる水稻用機械の種類については、「京の米」生産イノベーション事業に準ずるものとする。なお、消費税及び地方消費税は対象外とする。）	種苗費、需用費（マルチ、支柱、寒冷紗等の栽培用資材等の購入に要する費用。なお、消費税及び地方消費税は対象外とする。）	実証は設置費、現地検討会や実需者との生産計画協議、意見交換にかかる経費（賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）
事業実施主体	3 戸以上の農業者等で組織する団体及び農地所有適格法人等		市町村、農業協同組合及び 3 戸以上の農業者等で組織する団体等
事業要件	事業実施主体は次の 1～2 の両方を満たすこと 1 実需者からの具体的なオーダーに基づいた農産物の生産を行うこと （ただし、主食用米、酒造好適米、加工用米、米粉用米を除く） 2 農産物の生産量増加又は品質向上に資する計画を策定すること		
補助率	補助対象経費の 4 / 1 0（受益地区が地域振興 5 法いずれかの指定地域又はその他地域の実態に応じて知事が指定する自然的社会的諸条件が不利な地域（別表 2 のとおり）に所在する場合は、補助対象経費の 1 / 2）以内		定額
補助額上限	—	1 事業実施主体につき 5 0 0 千円又は受益面積 1 h a に相当する資材購入費の 4 / 1 0 のいずれか低い額	1 事業実施主体につき 3 0 0 千円

備考 この表の補助率の項に掲げる「地域振興 5 法」とは、次に定めるものとする。

- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）
- ・ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）
- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）
- ・ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）
- ・ 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）

別表 2

その他地域の実態に応じて知事が指定する自然的社会的諸条件が不利な地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1（10）により知事が指定した地域において締結された協定に含まれる地域）

市町村	旧市町村名等	集落名
京都市	左京区	中の町 上の町 百井
	右京区	越畑 嵯原 水尾
福知山市	下豊富村	大門 山崎 額塚 奥野部 市寺 和久寺 今安
	上豊富	奥榎原 石場 北山 畑中 甘栗 樽水 談 法用 小牧 下戸
	佐賀村	報恩寺 印内 山の口